仕 様 書

1. 委託業務名

令和4年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業

2. 事業の趣旨

公募要領「2.事業の趣旨」のとおり

3. 委託業務の内容

企画提案者は、下記(1)に記載のテーマの中からいずれか希望するものを1つ選択し、文化庁と共同で研究を行うものとする。共同研究の実施に当たっては、(2)に記載の条件を満たし、具体的な研究課題を設定すること。

- ※採択された場合、事業の実施に当たっては、文化庁と打ち合わせなどを通じ緊密に 連携すること。
- ※採択件数は審査委員会での審査に基づき、変更になる場合がある。
- ※複数の研究テーマを選択することや、複数の研究テーマにまたがる研究課題を設定する ことはできない。

(1) 研究テーマ

① 芸術文化と創造的資質向上に関する実証的研究

これからの時代は、未知のものに対応できる思考力、判断力、表現力等がより一層 求められ、学校での芸術教育や社会における芸術体験がそのような創造的資質・能 力の育成に寄与することが期待されている。例えば、「豊かな感性や創造力等を育む ことは、あらゆる創造の源泉となる」(H28 年 12 月 28 日中教審答申)、「次代を切 り拓く子供たちには、…対話や協働を通じて知識やアイディアを共有し新しい解や 納得解を生み出す力などが必要」(平成 31 年 4 月 17 日中教審諮問)等の指摘がなさ れ、STEAM 教育の必要性が注目されている。このような背景のもと、芸術文化体験 の意義や、創造的資質・能力向上との関係をより一層明確化することが求められる ことから、個人の芸術文化とのかかわりや、芸術文化体験が個人にもたらす創造性 への影響について、質問紙調査等の実証的研究を行う。

具体的には以下について調査・分析を行うこと。

- ア) これからの芸術教育で目指すべき目標及びそのための効果的な芸術教育の手 法を提案するための実証的知見
- イ)芸術の鑑賞や表現活動への関与のあり方と創造的資質・能力との関係についての実証的知見

② 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する 研究

新型コロナウイルス感染症の拡大は、文化芸術セクターに大きな打撃をもたらしており、感染対策を実施した上での活動の活性化や、デジタル技術の活用も含めた収益性向上を図り、新しい文化芸術活動のあり方を模索することが求められる。また、芸術家やスタッフ、文化芸術団体の活動基盤を強化し、持続可能な文化環境を構築することが重要な課題となっている。今後、ウィズ/アフターコロナを見据えた文化政策を検討するうえで、諸外国の文化政策の動向を把握することは極めて重要である。

そこで、本研究では、諸外国(アメリカ、イギリス、大韓民国、ドイツ、フランス等)について、コロナ禍を受けた支援策の動向を把握するとともに、文化政策上の構造的な変化についても分析することで、ウィズ/アフターコロナを見据えた文化政策のあり方について、我が国でも検討すべき事項を提示する。研究にあたっては以下のことを考慮すること。

- ア) コロナ禍以前から存在する我が国と諸外国の文化政策の相違点を踏まえたうえで、支援策の有効性を検討すること。
- イ) 短期的な支援策の紹介にとどまらず、長期的な構造上の変化を捉えること。
- ウ)文化政策の議論だけでは解決が難しい要素については他分野の専門家の知見も 交え、多角的に検討し、我が国の文化芸術環境の改善に資する知見を提供する こと。
- ③ 海外におけるメディア芸術作品の評価を上げるための「価値づけ」経緯の実態調査・研究

我が国のメディア芸術(アニメ、マンガ等)は海外でも一定の人気を得ているものの、まだ海外に紹介されていない優れた作品が多くあり、これらをさらに普及させることが肝要であると考えられる。

海外においては、当該国の専門家等が作品等を高く評価することにより、当該国における映画祭や市場等においても評価が高まり普及が進む実例がある(例:北野武、黒沢清等)。アニメ、マンガ等においてもこのような「価値づけ」を戦略的に実践し、我が国が誇るメディア芸術作品をさらに普及させるため、「価値づけ」の経緯を把握し、海外で高評価を得るために必要な施策について実態調査・研究を行う。

具体的には以下に留意して調査・分析を行うこと。

- ア)対象国は欧米諸国(アメリカ及びフランスを必ず含む)とする。
- イ)調査に当たっては、対象国等の批評家や研究者、出版社や配給会社等へのヒア リングを含めた調査を行い、作品の「価値づけ」や当該国における評価の経緯 について具体的な事例を収集すること。

ウ) 当該国の文化的背景や価値観、商業的流通形態等の実態を踏まえ、我が国との 相違を鑑みた上で、メディア芸術の戦略的な「価値づけ」に資する知見をまと め、提供すること。

(2) 実施条件

報告書の作成

事業完了後は、本事業の企画内容や実施状況等の記録及び報告をまとめ、委託業務成果報告書として、文化庁へ提出すること。また、報告書の提出後に受託者の責任による誤りが判明した場合には、受託者が修正するものとする。

提出先や部数等については、下記の通りとする。

○提出部数 2部

※Windows で読み取り可能な電子データ (CD-ROM または E-mail) によっても納品するものとする。

○提出先

T 6 0 5 - 8 5 0 5

京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

文化庁 地域文化創生本部 総括・政策研究グループ

4. 業務期間

委託契約締結日から業務が完了した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までとする。

5. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2)業務の遂行にあたっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本委託業務の実施にあたり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 文化庁からの委託費の支払にあたっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。